

★2月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ



平成31年4月1日以降は
一括有期事業開始届の提出が不要になります



行政手続の簡素化により事業主の事務負担を軽減するための取組として、平成31年4月1日以降に開始する元請工事について、翌月10日までに作成提出していた一括有期事業開始届が廃止されます。

3月31日以前に開始する元請工事を行う際、これまで通り提出が必要ですのでご注意ください！

働き方改革～有給休暇の確実な取得について～

企業は、2019年4月1日より年10日以上の有給休暇を与えられた全ての労働者に、時季を指定して**毎年5日以上**の有給休暇を取得させなければなりません。
確実な取得ができるように確認しておきましょう！

<使用者による時季指定の対象となる労働者>

Q. 前年繰越分と当年付与分の有給休暇を合算して初めて10労働日以上となる者も含まれますか？

A. 今年度の基準日に付与される年次有給休暇の日数が10労働日未満であるものについては、仮に前年度分の年次有給休暇も合算すれば10労働日以上になったとしても、「有給休暇の日数が10労働日以上である労働者」には含まれない。

<半日単位・時間単位による時季指定の可否>

Q. 時季指定を半日単位や時間単位で行うことはできますか？

A. 半日単位の年次有給休暇の取得希望があった場合においては使用者が有給休暇の時季指定を半日単位で行うことは差し支えない。この場合において有給休暇の日数は0.5日として取り扱う。また、**時間単位年休で行うことは認められない。**

(基発1228第15号より)

寒中お見舞い申し上げます

本年もよろしくお願ひ致します。寒い時期ですので、風邪やインフルエンザにかからないようお過ごしください。



★平成31年2月の営業土曜日は
以下のとおりです。

2日(土)	休
9日(土)	休
16日(土)	営業(税務)
23日(土)	営業(税務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>

